

公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会

取りまとめ（案）

平成19年9月21日

## はじめに

- 1 受信料制度は、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、受信機の普及とともに受信者間に定着し、これまでNHKの安定的財源を確保することに寄与してきた。
- 2 ところが、近年、NHK職員による不祥事により国民視聴者のNHKに対する信頼が損なわれ、受信料の不払いが増加したことから、NHKの財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響がもたらされている。本来、受信者すべてによって支えられるべきNHKの事業運営は、現在、約7割の受信者の負担により支えられており、このように受信者間の公平性を著しく阻害するような状況に至っていることは、極めて憂慮すべきことである。
- 3 NHKにおいては、失われた国民視聴者の信頼回復に向けた取組が必ずしも十分でないこと、受信料不払いの状況が依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、徹底した経営改革によって国民視聴者の信頼を回復することにより支払率を高め、受信料の公平負担の確保に努めることが必要である。今後、徹底した経営改革を進めていくためには、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、業務の効率化などにとどまらず、視聴者に負担していただく受信料についても踏み込んだ議論・検討が必要である。
- 4 しかしながら、受信料については、NHKの事業運営を財政面から支えるため基本的には受信者すべてが負担する点で国民視聴者と密接に関連するものであるにもかかわらず、国会を除けば公の場での議論がほとんど行われてこなかった状況にある。このため、当事者であるNHK自体が不断に議論・検討することは当然であるが、NHK外部において、国民の視点に立ち、透明性のある議論が行われることも有意義であり、また、NHK改革の推進に資するものである。このような観点から、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」は、平成19年6月に発足した。本研究会では、受信料の課題のうち特に受信料体系に関する喫緊の課題として指摘されている以下の3点について検討していくこととした。
  - (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等の基礎的データの精査
  - (2) 割引をはじめとする世帯・事業所における受信料体系の課題
  - (3) 衛星受信料体系の課題

- 5 本研究会における検討に当たっては、透明性確保の観点から、NHKをはじめ、ホテル業界関係者、テレビレンタル業界関係者などの関係者から意見を聴く機会を設けることはもとより、国民の関心を高め、各方面における広範な議論を喚起するため、会合をすべて一般に公開するとともに、これらの課題に関する考え方や詳細なデータを取り扱った会合資料を原則公開とすることを基本スタンスとした。
- 6 この取りまとめ(案)では、受信料体系に関するいくつかの提言を行っているが、今後、まずはNHKにおいてこの提言内容を踏まえつつ、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系について検討が行われ、適切な措置が講じられることにより早期に信頼回復が図られることが期待される。
- 7 放送法の規定により、総務大臣は、NHKから提出された収支予算、事業計画及び資金計画を検討して意見を附し、国会に提出することとされている。また、受信規約の変更は、総務大臣の認可を要することとされている。今後、総務省においては、本研究会の提言に関するNHKの検討状況等の把握に努め、収支予算等に附する大臣意見や受信料体系の変更に係る受信規約の変更認可など受信料に関する政策を推進するに当たっては、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待したい。

## 目 次

1	受信料制度	1
(1)	受信料の位置づけ	1
(2)	受信契約の締結義務	1
(3)	受信料の支払義務及び受信料額の決定	2
2	受信契約等の現状	3
3	受信料体系	5
(1)	受信料体系及び受信料額の改定の経緯	5
(2)	現行の受信料体系	6
①	受信料体系及び受信料額	6
②	受信料の支払の特例（割引）	7
③	受信料免除制度	8
(3)	受信契約の単位	9
4	契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ	10
(1)	契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の再検討の意義	10
(2)	現行の「契約対象件数」推計方法（NHKによる推計）	10
①	世帯における「契約対象件数」の推計方法	11
②	事業所における「契約対象件数」の推計方法	14
(3)	契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の見直し	16
①	推計方法の見直しの基本的考え方	16
②	世帯における「契約対象件数」の推計方法の見直し	17
③	事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し	21
④	その他	22
5	世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）	24
(1)	受信料体系設定の際の基本的考え方	24
①	昭和37年改定の際の考え方	24

②	昭和 43 年改定の際の考え方	25
③	平成元年改定の際の考え方	26
④	平成 19 年改定の際の考え方	27
(2)	割引制度	27
①	昭和 36 年度に前払料額（前払割引）を導入した際の考え方	27
②	昭和 59 年度に口座振替料額（口座振替割引）を導入した際の考え方	28
③	平成元年に多数契約一括支払に関する特例等を導入した際の考え方	28
④	平成 18 年度に同一生計支払に関する特例を導入した際の考え方	29
(3)	NHKにおける受信料体系の見直し（新たな事業所割引の導入等）	29
(4)	NHKにおける受信料体系の見直しについての検討	30
①	受信料体系の見直しに関する各方面からの意見・要望等	30
②	受信料体系の見直しの検討の視点	31
6	衛星受信料体系の課題	33
(1)	衛星受信契約の現状と課題	33
①	マンション等の集合住宅における衛星受信契約の現状と課題	33
②	ケーブルテレビネットワークにおける衛星受信契約の現状と課題	34
(2)	問題点の所在	35
(3)	衛星受信料体系についての検討	36
7	その他研究会で議論した事項	38
(1)	NHKの衛星放送の有料放送化と地上契約・衛星契約の一本化	38
(2)	受信料の水準	38
(3)	放送技術の変化に対応した受信料体系の在り方	38
(4)	契約率、支払率等の地域間格差	39
8	おわりに	40

# 1 受信料制度

## (1) 受信料の位置づけ

受信料は、日本放送協会（以下「NHK」という。）が放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献といった公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から聴取するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求めるものであり、臨時放送関係法制調査会の報告書に記されているとおり、「国家機関でない独特の法人として認められた協会に徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金」と解釈されているものである<sup>1</sup>。

## (2) 受信契約の締結義務

放送法第32条第1項は、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対し受信契約の締結を義務付けており、その契約の条項については、同条第3項の規定により、総務大臣の事前認可が必要であることを定めている。

戦前の無線電信法においては、放送の受信を許可制とした上で、許可申請の際に社団法人日本放送協会との受信契約書の添付を義務付けていた<sup>2</sup>。このような経緯を踏まえ、戦前の放送制度を戦後の新制度に改める際、その円滑な移行を図

<sup>1</sup> ○臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

○昭和55年3月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

<sup>2</sup> ○旧無線電信法（大正4年法律第26号）

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得  
一～五 （略）

六 前各号ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

第三條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ装置及運用ニ関スル制限竝私設ノ無線電信ノ通信ニ従事スル者ノ資格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

○旧放送用私設無線電話規則（大正12年通信省令第98号、大正14年通信省令第89号改正時点）

第十三條 放送事項ノ聴取ヲ目的トスル私設無線電話（以下聴取無線電話ト称ス）ヲ施設セムトスル者ハ左ノ各号ノ事項ヲ記載シタル願書及別ニ告示スル所ニ依リ放送施設者ニ対スル聴取契約書ヲ差出シ所轄通信局長ノ許可ヲ受クヘシ

一 機器装置場所 府縣群市町村字番地（何方又ハ何建物何号室等）移動体ニ装置スル場合ハ其ノ名称又ハ番号及平常ノ繋留、格納其ノ他ノ場所 携帯使用スル場合ハ平常ノ保管場所  
二 受信機ノ種類 鑽石付、真空管何個付等

る観点から、昭和 25 年の放送法制定時に、受信契約締結義務の制度を導入したものである。

### (3) 受信料の支払義務及び受信料額の決定

放送法第 32 条第 3 項の規定により認可を受けた受信規約第 5 条第 1 項は、受信契約の締結者が、NHK に対し、受信料の支払の義務を負うことを定めている。

この受信料の月額額は、放送法第 37 条第 4 項の規定により、国会が同条第 1 項の収支予算を承認することにより定めることとされている。NHK の毎事業年度の収支予算等は、放送法第 37 条の規定により、まず総務大臣に提出され（第 1 項）、総務大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出してその承認を受けることとされている（第 2 項）。

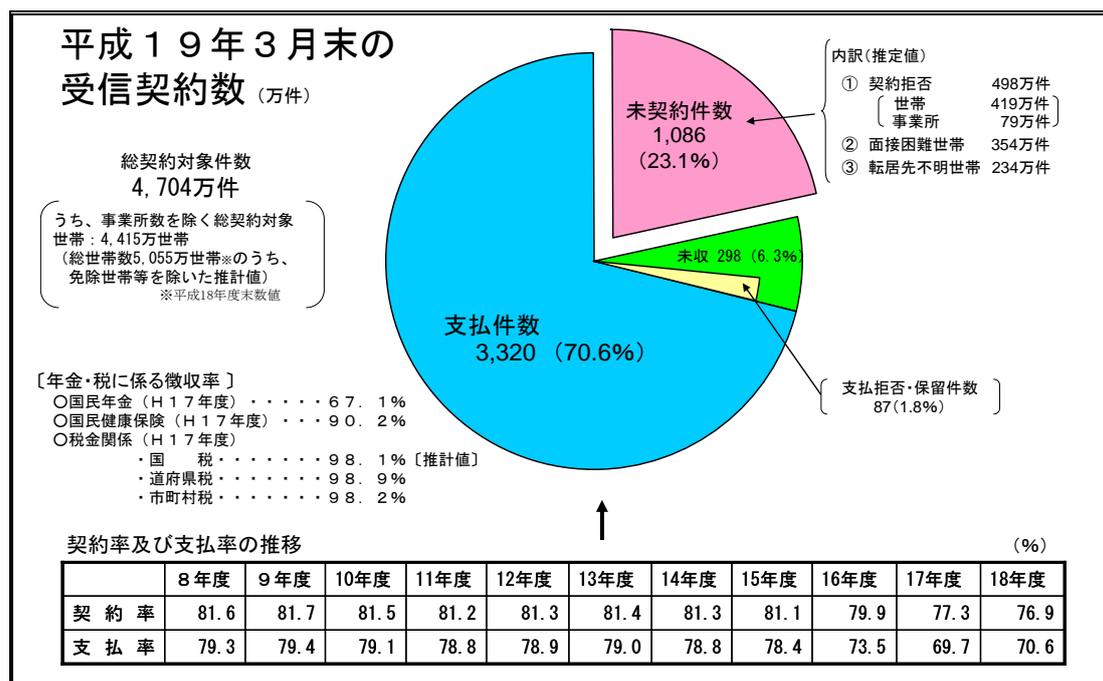
## 2 受信契約等の現状

平成19年3月末時点における受信契約の状況は、総契約対象件数が約4,704万件であり、このうち支払件数は約70.6%の約3,320万件、未契約件数は約23.1%の約1,086万件、未収件数は約6.3%の約298万件とされている。

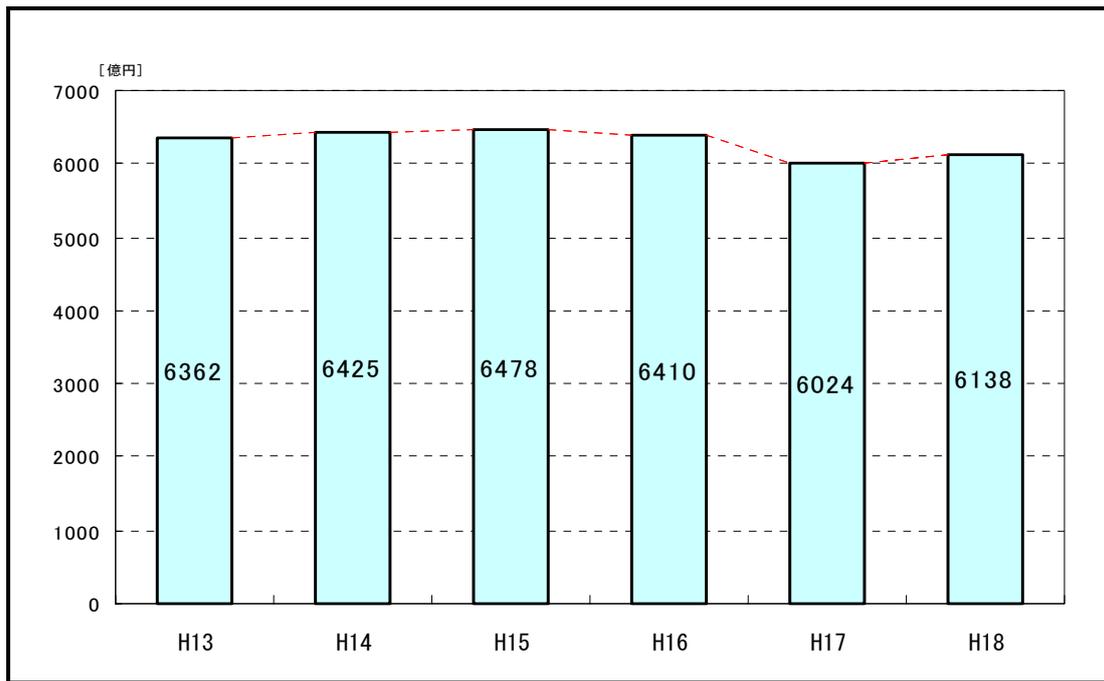
未契約件数の内訳は、契約拒否世帯・事業所が約498万件、面接困難世帯が約354万件、転居先不明世帯が約234万件などとなっている。

また、契約率及び支払率のここ10年間の推移を見ると、平成16年7月に発覚したいわゆる芸能番組制作費不正支出問題等を契機に受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加しており、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、契約率については依然として低下傾向にあり、結果として、受信料収入は平成15年度をピークとして大きく減収となっている。

図表1 受信契約の状況



図表2 受信料収入の推移（決算ベース）



### 3 受信料体系

#### (1) 受信料体系及び受信料額の改定の経緯

放送法に基づく日本放送協会が設立された昭和 25 年当時、受信契約には単一の契約種別のみが存在し、その受信料は月額 35 円とされた。その後昭和 26 年の受信料値上げを経て、昭和 28 年のテレビ放送の開始によりテレビとラジオの二本立ての料金体系となった。また、昭和 29 年、昭和 34 年の受信料値上げを経て、昭和 37 年には全ての放送の受信契約である契約甲及びラジオ放送のみの受信契約である契約乙の二本立ての料金体系が確立された。

昭和 43 年、契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の二本立ての料金体系への改定が図られ、その後昭和 51 年、昭和 55 年及び昭和 59 年の実質的な値上げ並びに平成元年の消費税導入に伴う値上げを経て、同年衛星放送の本放送化により「衛星カラー契約」、「衛星普通契約」及び「特別契約」の 3 つの契約種別が追加され、5 種類の料金体系となった。

平成 2 年には実質的な値上げ、平成 9 年には消費税率の引き上げ等に伴う値上げが行われ、その後、平成 19 年 10 月には普通契約のカラー契約への統合により「地上契約」、「衛星契約」及び「特別契約」の 3 種類の料金体系への移行が図られることとなった。

図表 3 受信料体系及び受信料額（月額）の推移

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
T.15.8 S.21.4 9 22.9 23.7	社団法人「日本放送協会」設立（聴取料）	1 2.5 5 17.5 35					
25.6	放送法に基づく「日本放送協会」設立（聴取料→受信料）						
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの二本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ヶ月で200円)	50 50		200			
29.4 34.4 37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲：全ての放送の受信契約 ・契約乙：ラジオ放送のみの受信契約	67 85 50		300 契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料（契約乙）の廃止 ・カラー契約：カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約：白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6 55.5 59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金：集金取扱者への支払い ・口座振替：預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込：金融機関等における継続払込みによる支払い		710 880 1,040 (990)	420 520 680 (630)			
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約：地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約：地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約：衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約：衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約：難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約：地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約：衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約：難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		1,395 (1,345)	2,340 (2,290)			

注：受信料額のうち、( )内は継続振込、口座振替の料金

## (2) 現行の受信料体系

### ① 受信料体系及び受信料額

現行（平成19年10月改定）の受信料の料額表には、地上契約<sup>3</sup>、衛星契約<sup>4</sup>、特別契約<sup>5</sup>の3種の契約種別が設けられているほか、口座振替等<sup>6</sup>及び訪問集金の支払区分が設定されており、受信料の月額、地上契約で1,395円、衛星契約で2,340円（いずれも訪問集金の場合）とされている。また、6か月及び12か月の前払料金が設定されており、それぞれの割引率は約5.0%、約7.5%となっている。

なお、沖縄県の区域内の居住する者の支払うべき受信料の月額は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第135条の規定により別料金とされている。

図表4 受信料体系及び受信料額の概要

○受信料体系及び受信料額（平成19年10月施行）

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(参考) 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

注) 上記のほか、「日本放送協会放送受信規約」に基づく受信料特例(いわゆる割引)及び「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づく受信料免除がある。

(参考) 受信料額は、国会の承認により決定

○放送法  
 (収支予算、事業計画及び資金計画)  
 第37条 (略)  
 2・3 (略)  
 4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

<sup>3</sup> 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

<sup>4</sup> 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

<sup>5</sup> 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

<sup>6</sup> 口座振替、継続振込、クレジットカード継続払をいい、訪問集金の料額に比べ月額50円低い料金が設定されている。

## ② 受信料の支払の特例（割引）

いわゆる割引については、上記の口座振替等料金、前払料金が設定されているほか、支払の特例として以下の割引が導入されているところ。これらの割引の導入は、制度上、新たな受信料額の設定と解されており、契約種別ごとの受信料額と同様、国会が収支予算を承認することにより定められているものである。

### ア 多数契約一括支払の特例

事業所等で10件以上の衛星契約等を締結する受信契約者が口座振替等により一括して受信料を支払う場合に月額200円～300円の割引を適用するもの。

### イ 団体一括支払の特例

受信契約者が15名以上まとまり、ケーブルテレビなどの団体を通じて一括して衛星契約等の受信料を支払う場合に月額250円の割引を適用するもの。

### ウ 同一生計支払の特例（家族割引）

親元を離れて暮らす学生又は単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%の割引を適用するもの。

図表5 受信料割引制度の概要

<b>1 多数契約一括支払の特例(平成元年8月導入)</b>
ひとりの受信契約者が、10件以上の衛星契約の受信料を口座振替または継続振込で支払う場合 衛星契約 50件未満の場合 … 月額200円/件 " 50～99件の場合 … 月額230円/件 " 100件以上の場合 … 月額300円/件
<b>2 団体一括支払の特例(平成元年8月導入)</b>
受信契約者が15名以上まとまり、ケーブルテレビなどの団体を通じて、衛星契約の受信料を支払う場合 衛星契約 月額250円/件 ※訪問集金による受信料額から割引
<b>3 同一生計支払の特例〔家族割引〕(平成18年12月導入)</b>
親元を離れて暮らす学生、または単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%を割引 ※親元・自宅に同一生計者の契約があり、口座振替等で支払うことが要件 地上契約 月額445円/件 衛星契約 月額760円/件
<b>4 その他</b>
○受信料の支払を口座振替等にするによって、月額50円の割引(昭和59年4月導入) ○受信料を前払にすることによって割引〔6ヶ月約5.0%、12ヶ月約7.5%〕(昭和36年8月導入)

### ③ 受信料免除制度

放送法第 32 条第 2 項は、協会はあらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、受信料の免除ができないことを定めている。受信料免除制度は、放送法施行前の社団法人日本放送協会により大正 15 年当初から学校、社会福祉施設等を対象に実施され、昭和 25 年の放送法に基づく日本放送協会の設立後も放送の普及、国民福祉等のために設けられてきたものであるが、昭和 53 年以降は国会の附帯決議<sup>7</sup>等を受け、NHK の負担軽減を図るため、免除措置の対象を順次縮小している。

なお、平成 18 年度の受信料免除額の総額は、約 271 億円と推計されている。

図表 6 受信料免除制度の概要

<p>1 受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正 15 年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。                  2 昭和 25 年の NHK 発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。                  3 昭和 53 年以降は、国会の附帯決議等を受け、NHK の負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。</p>	
<p><b>1 全額免除</b></p>	<p>&lt;施設関係&gt;                  ・学校 (小中学校等の教室)                  ・社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設)                  ※平成 12 年 12 月の受信料免除基準の変更 (大臣認可) により、社会福祉施設の明確化を実施。</p> <p>&lt;個人&gt;                  ・公的扶助受給者、身体障害者、社会福祉事業施設入所者、市町村民税非課税の重度の知的障害者、災害被災者</p>
<p><b>2 半額免除</b></p>	<p>&lt;個人&gt;                  ・視覚・聴覚障害者、重度のし体不自由者、重度の戦傷病者                  ※施設関係の対象はない</p>

(日本放送協会受信料免除基準に基づき作成)

(参考)

○放送法(昭和 25 年法律第 132 号)  
 (受信契約及び受信料)  
 第 32 条 協会の放送を受信することの受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的とし受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することの受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第 1 項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則(昭和 26 年電波監理委員会規則第 10 号)  
 (受信料免除基準の認可申請)  
 第 4 条 法第 32 条第 2 項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

1 受信料免除の基準  
 2 受信料免除の理由  
 3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明  
 4 実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約(抜粋)  
 (放送受信料の免除)  
 第 10 条 放送法第 32 条第 2 項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくとも、期間を定めて免除することがある。

<sup>7</sup> 「放送の普及の現状、協会の財政事情等にかんがみ、受信料の免除措置について、抜本的検討を加えること。」(昭和 53 年参議院通信委員会附帯決議)、「国際放送交付金の増額、受信料免除措置の改廃など、協会の負担の軽減を図る措置を検討すること。」(昭和 53 年衆議院通信委員会附帯決議)

### (3) 受信契約の単位

受信契約の契約単位には、昭和25年の受信料制度創設当初は「受信設備ごと」であったが、昭和43年の受信規約の改正により、それ以降は、世帯については「世帯ごと」、事業所その他の住居以外の場所（事業所等）については「設置場所ごと」（部屋ごと）とされている。

住居に受信設備を設置した場合の受信契約の単位を当該住居に居住する世帯としている点は、世帯という国民の生活単位に基づいたものの社会構成上の単位としての地位、立ち入り調査権を認めない状況での実務の円滑な遂行等を行うことで、世帯住居内の受信設備の設置台数の把握の困難性にとらわれず契約を確保し、その結果として、公共放送制度の基本である受信料の公平負担を確保することとしているものである。

なお、海外の主要国においても、世帯を単位として受信契約を締結している例が見られるところである<sup>8</sup>。

また、事業所等に受信設備を設置した場合については、住居に設置した場合と同様、受信設備の設置台数の把握の困難性等にかんがみ、事業所内の各室等外形上把握可能なものを受信契約の単位としているものである。

図表7 受信契約の単位の概要

○NHK放送受信規約(協会が作成し、総務大臣が認可)等において、NHKが契約の単位を規定。							
契約の単位	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《原則》</p> <p><b>「世帯ごと」</b></p> <p>→ 住居および生計をともにする者の集まり 等</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《事業所等住居以外の場所》</p> <p><b>「設置場所」ごと</b></p> <p>→ 部屋、自動車またはこれらに準ずるもの単位による</p> </td> </tr> </table>	<p>《原則》</p> <p><b>「世帯ごと」</b></p> <p>→ 住居および生計をともにする者の集まり 等</p>	<p>《事業所等住居以外の場所》</p> <p><b>「設置場所」ごと</b></p> <p>→ 部屋、自動車またはこれらに準ずるもの単位による</p>				
<p>《原則》</p> <p><b>「世帯ごと」</b></p> <p>→ 住居および生計をともにする者の集まり 等</p>	<p>《事業所等住居以外の場所》</p> <p><b>「設置場所」ごと</b></p> <p>→ 部屋、自動車またはこれらに準ずるもの単位による</p>						
放送受信規約	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第2条 放送受信契約は、<b>世帯ごと</b>に行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</p> <p>3 第1項に規定する<b>世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり</b>または独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第2条</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の<b>設置場所ごと</b>に行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の<b>設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるもの</b>単位による。</p> </td> </tr> </table>	<p>第2条 放送受信契約は、<b>世帯ごと</b>に行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</p> <p>3 第1項に規定する<b>世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり</b>または独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</p>	<p>第2条</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の<b>設置場所ごと</b>に行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の<b>設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるもの</b>単位による。</p>				
<p>第2条 放送受信契約は、<b>世帯ごと</b>に行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</p> <p>3 第1項に規定する<b>世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり</b>または独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</p>	<p>第2条</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の<b>設置場所ごと</b>に行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の<b>設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるもの</b>単位による。</p>						
具体事例	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)</b></p> <p>同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要)</p> <p>※「料金事務の取り扱い」(注)において、同一部内の同居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>講堂やデパート売場</b></p> <p>通路で囲まれた一定の区域ごとの契約</p> <p>※「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>別荘</b> 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要</p> <p>※ 同一の世帯に属する2以上の住居(規約§2I但書)に該当。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>観光バスの車内テレビ</b> バスごとの契約</p> <p>※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約§2IV)に該当。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>カーナビ、ワンセグ携帯</b></p> <p>カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。</p> <p>※「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することができる受信設備を含む(規約§1II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>理髪店・小規模工場などの店内・作業場</b></p> <p>店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約</p> <p>※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。</p> </td> </tr> </table>	<p><b>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)</b></p> <p>同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要)</p> <p>※「料金事務の取り扱い」(注)において、同一部内の同居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。</p>	<p><b>講堂やデパート売場</b></p> <p>通路で囲まれた一定の区域ごとの契約</p> <p>※「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。</p>	<p><b>別荘</b> 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要</p> <p>※ 同一の世帯に属する2以上の住居(規約§2I但書)に該当。</p>	<p><b>観光バスの車内テレビ</b> バスごとの契約</p> <p>※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約§2IV)に該当。</p>	<p><b>カーナビ、ワンセグ携帯</b></p> <p>カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。</p> <p>※「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することができる受信設備を含む(規約§1II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。</p>	<p><b>理髪店・小規模工場などの店内・作業場</b></p> <p>店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約</p> <p>※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。</p>
<p><b>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ)</b></p> <p>同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要)</p> <p>※「料金事務の取り扱い」(注)において、同一部内の同居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。</p>	<p><b>講堂やデパート売場</b></p> <p>通路で囲まれた一定の区域ごとの契約</p> <p>※「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。</p>						
<p><b>別荘</b> 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要</p> <p>※ 同一の世帯に属する2以上の住居(規約§2I但書)に該当。</p>	<p><b>観光バスの車内テレビ</b> バスごとの契約</p> <p>※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約§2IV)に該当。</p>						
<p><b>カーナビ、ワンセグ携帯</b></p> <p>カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。</p> <p>※「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することができる受信設備を含む(規約§1II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。</p>	<p><b>理髪店・小規模工場などの店内・作業場</b></p> <p>店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約</p> <p>※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。</p>						

(注)「料金事務の取り扱い」…「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」(放送受信規約及び回収細則の取り扱いについて規定するNHKの内部規程。)

<sup>8</sup> 英国、仏国、韓国など。

## 4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ

NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。契約率や支払率は、それぞれ契約件数、支払件数の実績値を分子とし、「契約対象件数」を分母として算出されるものであるが、受信規約では受信契約の単位は「世帯ごと」又は「設置場所ごと」（部屋ごと）を原則としているため、分母となる「契約対象件数」を正確に表す公的統計は存在しない。

このため、NHKは、国勢調査、事業所・企業統計調査などの公的統計を基にしつつ、これらの統計で捕捉することのできない部分については独自の調査も活用することにより、「契約対象件数」を推計している。

### (1) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の再検討の意義

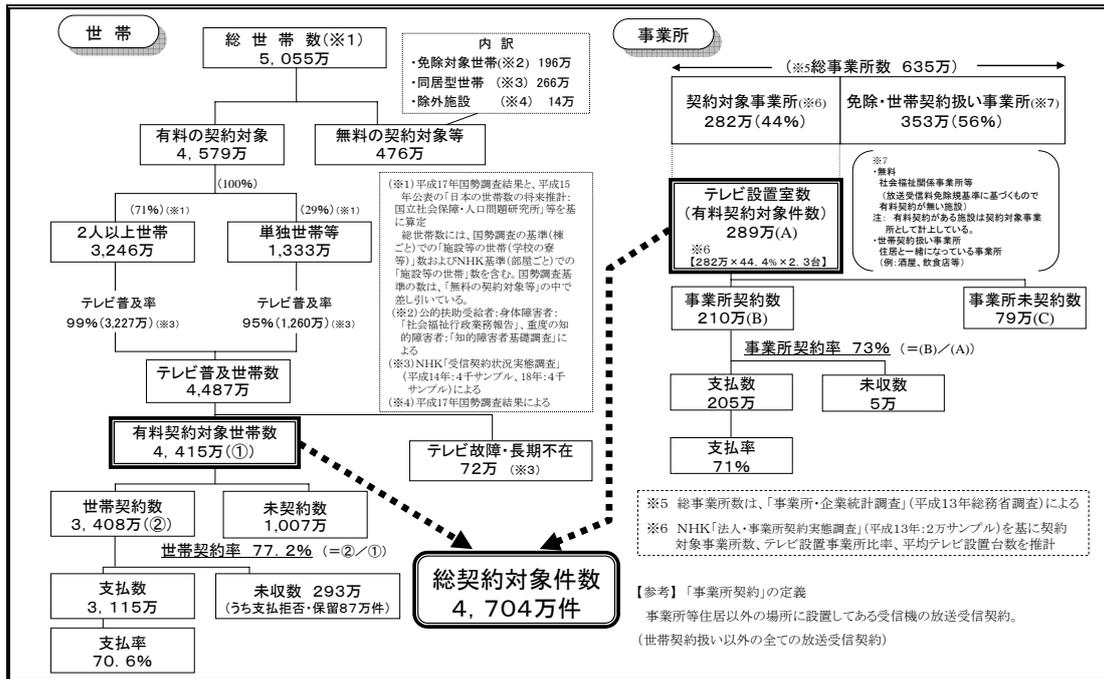
受信料は、公共放送であるNHKの業務の維持運営のための特殊な負担金であり、国民の間で公平に負担されるべきものである。契約率や支払率は、受信料体系が公平であることを前提とすれば、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、公平負担を議論するためには、国民視聴者にとって信頼性のより高いものである必要がある。

今回の再検討は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すなわち「契約対象件数」の推計方法を見直すことにより、信頼性のより高い契約率、支払率の把握を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。

### (2) 現行の「契約対象件数」推計方法（NHKによる推計）

受信規約における受信契約の単位は、世帯においては「世帯ごと」、事業所等においては「設置場所ごと」（部屋ごと）とされているため、契約率等の算定の母数となる「契約対象件数」は、NHKによる現在の推計方法では、図表8（現行の「契約対象件数」の推計方法）のとおり、世帯と事業所に区別して推計されている。

図表8 現行の「契約対象件数」の推計方法（平成19年3月末現在）



① 世帯における「契約対象件数」の推計方法

現在、世帯における「契約対象件数」の推計は、二段階に分けて行われている。第一段階は、平成17年国勢調査を基に、各種公的統計等を利用して「総世帯数」を推計するものであり、第二段階はその結果を基に、NHKが外部委託により独自に行っている「受信契約状況実態調査」等を利用して「契約対象世帯数」を推計するものである。

ア 「総世帯数」の推計方法（第一段階）

受信規約は、世帯の契約単位を「世帯ごと」と定め、その「世帯」の定義を「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」としている。現在の推計方法では、「一般世帯」の定義をほぼ同様に定めている国勢調査の「世帯数の総数」<sup>9</sup>を推計のベースとしている。

他方、受信規約において、世帯ごとの契約となっていることに対応するた

<sup>9</sup> 国勢調査における「世帯数の総数」は「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の合計をいう。「一般世帯」とは「住居と生計をともにしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者」等をいい、「施設等の世帯」とは、①寮・寄宿舎の学生・生徒、②病院・病療所の入院者、③社会施設の入所者、④自衛隊営舎内の居住者、⑤矯正施設の入所者、⑥その他(定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など)をいう。世帯の単位は、①、②及び③は棟ごと、④は中隊又は艦船ごと、⑤は建物ごと、⑥は一人一人である。

め、別契約が必要となる別荘を上記の世帯数に追加する補正が行われているほか、5年に一度実施される国勢調査の時期補正（後述）等を経ることにより、受信規約との整合が図られるよう「総世帯数」が推計されている。

平成17年国勢調査によれば、平成17年10月1日現在の我が国の「世帯数の総数」は約4,957万世帯<sup>10</sup>であり、これを基にして、以下の方法により有料・無料を問わず受信契約の対象となり得る世帯、すなわち「総世帯数」が推計されている。

#### （ア）時期補正

現行の推計方法では、推計のベースとして利用している国勢調査が5年に一度の調査であることから、調査が行われない年度については、各種データを用いることにより世帯数の推計を行っている（時期補正）。この時期補正は、具体的には、以下の方法により行われている。まず、国勢調査の総世帯数を「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」に区分し、「一般世帯」については、「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）により算出される「一般世帯」の増加率を適用して推計している<sup>11</sup>。また、「施設等の世帯」については、過去二回の国勢調査間の増減率を算出し、これを適用することによる推計が行われている。さらに、「不詳世帯」については、最新の国勢調査の不詳世帯数をそのまま適用することとされている。

#### （イ）別荘に係る世帯数の補正

平成15年住宅・土地統計調査によれば、平成15年10月現在の二次住宅は約50万戸あり、このうち別荘は約26万戸とされている。現在の推計方法では、異なる住居には異なる受信契約の締結を求めることを基本とする受信規約との整合性の観点から、別荘を国勢調査の世帯数の総数に追加する補正を行っている。

#### （ウ）「施設等の世帯」に係る世帯数の補正

国勢調査では、寮・寄宿舎の学生、社会施設の入所者等は、「一般世帯」とは区別され、「施設等の世帯」として棟ごとに1世帯として計上されて

<sup>10</sup> 「一般世帯」は約4,906万世帯、「施設等の世帯」は約10万世帯。

<sup>11</sup> 「日本の世帯数の将来推計」では、平成17年10月現在の一般世帯数を約4,904万、平成18年10月現在の一般世帯数を約4,930万、平成19年10月現在の一般世帯数を約4,955万と推計しており、これにより算出される平成17年10月から1年間の一般世帯数の増加率は0.522%、平成18年10月から1年間の一般世帯数の増加率は0.513%であり、平成19年3月末現在値を求める推計には、これらの増加率が時期補正に用いられている。

いる。一方、受信規約では、これらの者がそれぞれ契約を締結することが原則となっているため、国勢調査をベースとする推計方法では、これらの者を「総世帯数」に反映させるための補正が必要となる。現在の推計方法では、寮・寄宿舎の学生・生徒として約26万件<sup>12</sup>、有料老人ホームの在居者として約9万件<sup>13</sup>を国勢調査の世帯数の総数に追加する補正を行っている。

これらの補正の結果、平成19年3月末現在の「総世帯数」は、約5,055万世帯と推計されている。

図表9 「総世帯数」の推計方法（平成19年3月末現在）



#### イ 「契約対象世帯数」の推計方法（第二段階）

第二段階では、第一段階の推計により求めた「総世帯数」を基に、NHKが外部委託により独自に行っている「受信契約状況実態調査」等を利用し、テレビを設置していない世帯、受信料の免除対象世帯などを控除することにより、「契約対象世帯数」の推計が行われている。

#### (ア) 有料の契約対象となり得る世帯数の推計

<sup>12</sup> 平成17年国勢調査によれば、平成17年10月現在、施設等の世帯数のうち寮・寄宿舎の学生・生徒の世帯人員は、263,678人。

<sup>13</sup> 平成17年社会福祉施設等調査(厚生労働省)によれば、有料老人ホーム在居者数は、平成12年10月現在26,616人、平成17年10月現在69,867人であり、この期間の増加率を用いて平成19年3月末現在の在居者が推計されている。

まず、公的統計やNHK独自調査である「受信契約状況実態調査」を利用し、受信料の免除対象世帯数（約196万世帯）<sup>14</sup>、同居型世帯数（約266万世帯）<sup>15</sup>、除外施設数（約14万世帯）<sup>16</sup>などを推計し、それらの合計を「総世帯数」から控除することにより、テレビの設置の有無を問わず有料の契約対象となり得る世帯数（約4,579万世帯）を推計している。

#### （イ）テレビ普及世帯数の推計

次に、（ア）により推計された世帯を単独世帯と二人以上により構成される世帯に分類<sup>17</sup>し、それぞれに「受信契約状況実態調査」のテレビ普及率<sup>18</sup>を乗じることにより、有料の契約対象となり得る世帯のうちテレビが普及している世帯数（4,487万世帯）を推計している。

#### （ウ）有料契約対象世帯数の推計

最後に、（イ）により推計されたテレビ普及世帯数から、「受信契約状況実態調査」の結果を基に、テレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数等を推計し、これらの合計（約72万世帯）<sup>19</sup>を控除することにより、有料の「契約対象世帯数」（約4,415万世帯）を推計している。

### ② 事業所における「契約対象件数」の推計方法

受信規約は、「事業所等住居以外の場所」について、「設置場所ごと」（部屋ごと）の契約締結を原則としている。このため、現在の事業所における「契約対象件数」の推計は、事業所・企業統計調査を基に、NHKが外部委託により独自に行っている「法人・事業所契約実態調査」等を利用して、全事業所におけるテレビ設置室数を推計することとしているものである。

平成13年事業所・企業統計調査によれば、平成13年10月1日現在の我が国の事業所の総数は約635万であり、これを基にして、以下の方法により「契約対象件数」が推計されている（図表10参照）。

<sup>14</sup> 平成17年度社会福祉行政業務報告等を基に、受信料免除の対象となる公的扶助受給者を約109万件、身体障害者を約86万件、市町村民税非課税の重度の知的障害者を約1万件と推計している（いずれも平成19年3月末現在の推計値）。

<sup>15</sup> 総世帯を単身世帯と二人以上により構成される世帯に分類し、それぞれにNHK独自調査による非同居率（単身世帯：87.23%、二人以上世帯：97.60%）を適用することにより推計している。

<sup>16</sup> 国勢調査上で「施設等の世帯」として計上されている世帯は約10万世帯であり、難視聴地域に居住する世帯を約4万世帯と推計している。

<sup>17</sup> 単独世帯は29.2%の約1,333万世帯、二人以上世帯は70.8%の約3,246万世帯。

<sup>18</sup> 単身世帯のテレビ普及率は94.5%、二人以上世帯のテレビ普及率は99.4%。

<sup>19</sup> テレビが故障している世帯は約43万世帯、長期不在となっている世帯は約20万世帯と推計されている。

## ア 事業所の区分

現在の推計方法は、事業所数にNHKの独自調査による「テレビ設置平均室数」を乗ずることにより「契約対象件数」を推計することを基本としているが、「ホテル・旅館」及び「病院」については、「テレビ設置平均室数」がこれら以外の事業所に比べ大きいため、これらを区別して取り扱っている（「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」の3区分に分類している）。平成13年事業所・企業統計調査を基にNHKが抽出した「ホテル・旅館」の事業所総数は約5.9万、「病院」は約23万となっている。

## イ 「純粹事業所数」の推計

受信規約は、「事業所等の住居以外の場所」の受信契約の単位を「設置場所ごと」（部屋ごと）と定める一方、受信契約の取扱上必要な事項を定めたNHKの内部規程「放送受信規約取扱細則」では、住居に接続している店舗、事務所等については、基本的にこれらを住居とみなし、当該住居で一の契約を締結することとしている。すなわち、こうした事業所の場合、世帯としての契約のみが必要とされている。このため、「契約対象件数」の推計では、まずは住居に接続している店舗、事務所等を総事業所数から控除している。NHKは、独自に行っている「法人・事業所契約実態調査」により、上記アの事業所の区分（「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」）ごとに住居に接続している事業所を除く事業所（純粹事業所）の割合（全事業所平均44.5%）<sup>20</sup>を算出し、「純粹事業所数」（約282万）を推計している。

## ウ 「テレビ設置事業所数」の推計

イにより推計された「純粹事業所数」にNHKの独自調査である「法人・事業所契約実態調査」により算出されたテレビを設置している事業所の割合（全事業所平均44.4%）<sup>21</sup>を乗ずることにより、「テレビ設置事業所数」を推計している（約125万）。

## エ 「契約対象件数」（テレビ設置室数）の推計

ウにより推計された「テレビ設置事業所数」にNHKの独自調査である「法人・事業所契約実態調査」により算出された一事業所あたりの「テレビ設置

<sup>20</sup> ホテル・旅館は98.5%、病院は54.1%、その他の事業所は43.6%。

<sup>21</sup> ホテル・旅館は99.4%、病院は63.5%、その他の事業所は42.3%。

平均室数」(全事業所平均約 2.3 室)<sup>22</sup>を乗ずることにより、契約の対象となるテレビ設置室数、すなわち「契約対象件数」を推計している(約 289 万)。

図表 10 NHKによる「事業所契約率に関する調査」結果

	注1 総事業所数 (事業所) a	注2 住居併用事業所や住宅利用事業所を除いた純粋事業所の割合(%) b	注2 有料・事業所契約対象母体(事業所) c=a * b	注2 テレビ設置事業所の割合(%) d	注2 テレビ設置事業所数(事業所) e=c * d	注2 テレビ設置の平均室数 f	注2 契約対象テレビ設置室数 g=e * f	契約数(件) H	契約率(%) i=h/g
ホテル・旅館	5.9万	98.5%	5.8万	99.4%	5.7万	13.9	80万	45万	55.5%
病院	23万	54.1%	12万	63.5%	7.8万	5.9	46万	20万	43.0%
その他	607万	43.6%	264万	42.3%	112万	1.5	163万	146万	89.7%
総計	635万	44.5%	282万	44.4%	125万	2.3	289万	210万	72.6%

注1 総事業所数は、「事業所・企業統計」(平成13年総務省)による  
注2 「法人・事業所契約実態調査」の結果から18年度末推計値  
・調査時期…平成13年4月～5月  
・調査対象…全国2万事業所(電話帳より対象抽出)  
・調査方法…郵送およびファクシミリで回答を求め、未回答分には電話聞き取りを実施

### (3) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の見直し

#### ① 推計方法の見直しの基本的考え方

現在のNHKによる契約数等の算定の母数となる世帯数等の推計は、国勢調査や事業所・企業統計調査といった公的統計を基にしつつも、NHKの独自調査等を利用することにより実施されている。

他方、推計の結果を利用して算出される契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって信頼性のより高いものである必要がある。

受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数(又は事業所内の部屋数)を直接把握することのできる公的統計がない以上、これを推計によって求めることはやむを得ないが、国民の目から見て信頼性のより高いものとするため、例えば、以下のような視点から考えることができるものと考えられる。

#### ア 公的統計の活用

<sup>22</sup> ホテル・旅館は約 13.9 室、病院は約 5.9 室、その他の事業所は約 1.5 室。

独自調査等はいくまでも補完的な利用に止め、より信頼性の高い公的統計が活用できる推計プロセスには、公的統計が用いられているか。

#### イ 契約率、支払率の把握目的との親和性

活用可能な公的統計が複数ある場合には、国民間の負担の公平性を示す重要な指標たる契約率、支払率を把握することの目的との親和性が考慮されているか。

#### ウ 合理的な調査の活用

公的統計を活用できない推計プロセスについても、世帯数等の実態を信頼性のより高い方法により推計するため、法令や受信規約との親和性の高い合理的な調査が用いられているか。

#### エ 独自調査の限定的な利用

公的統計によらない調査を用いて行う推計プロセスをできるだけ少なくしているか。

### ② 世帯における「契約対象件数」の推計方法の見直し

#### ア 推計の基礎となる統計の見直しの必要性

「総世帯数」は国勢調査を基に推計されているが、国勢調査は5年に一度行われるものであるため、調査が行われない年度については、各種データにより世帯数の推計を行う必要がある。

現在、この時期補正は、国勢調査の総世帯数を「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」に区分し、「一般世帯」については、「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）により算出される「一般世帯」の増加率を適用して推計する等の方法により行われているが、平成12年国勢調査をこの方法により補正した結果、補正值と平成17年国勢調査の統計値の間に誤差が生じた。このため、NHKは、本年3月末、平成12年国勢調査に替えて平成17年国勢調査を母数の推計に利用することとした際に、時期補正により生じる誤差を約33万世帯プラス補正している<sup>23</sup>。

また、平成12年国勢調査に基づき平成15年10月に推計が行われた「日本の世帯数の将来推計」では、平成17年10月以降の世帯数の増加率が大幅

<sup>23</sup> 平成19年3月末現在の世帯数の推計値は、平成12年国勢調査をベースとした場合4,997万世帯となるが、平成17年国勢調査をベースとした場合には5,030万世帯となる。

に逓減するとの結果を得ているが、住民基本台帳に基づく世帯数（実績値）ではこうした逓減傾向が表れていないため、今後、例えば、NHKが平成17年国勢調査に替えて平成22年国勢調査を母数の推計に利用する際に、上記方法による時期補正で生じた誤差を大幅に補正する必要が生じるおそれがある。

さらに、国勢調査では、寮・寄宿舎の学生、社会施設の在所者等を「一般世帯」とは区別し、「施設等の世帯」として棟ごとに1世帯として計上しているため、現在の推計では「施設等の世帯」に含まれるこれらの受信契約対象者の数について、公的統計を基にした補正を行っているが、これはあくまでも推計によるものである。また、「不詳世帯」については、最新の国勢調査の不詳世帯数をそのまま適用することとされている。しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いものとするのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。

したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の見直しが検討されることが適当である。

## イ 推計の基礎となる統計の見直し

国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であり<sup>24</sup>、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、特段の問題はないものと考えられる。ただし、アに述べた現在の推計方法の抱える課題を考慮すれば、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次的データとして把握している**住民基本台帳に基づく世帯数を活用して以下のような見直しについて検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えられる。**

<sup>24</sup> 国勢調査における「一般世帯」の定義：住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者（国勢調査令第2条第2項）

住民基本台帳における「世帯」の定義：居住と生計を共にする社会生活上の単位をいいます。営業のための使用人、寄宿舎などの居住者などは、居住が一緒であっても生計を共にするものでないものについては、各人がそれぞれの世帯をつくっているとみられます。「住民基本台帳人口要覧（平成17年3月31日）」（総務省）より抜粋。受信規約における「世帯」の定義：住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者（日本放送協会放送受信規約第2条第3項）

案の1 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法

案の2 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法

総世帯数の推計に係る案の1、案の2のメリット・デメリット

	現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の1 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の2 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を使わずに時期補正をしており、その誤差を5年に一度補正する必要がある。</li> <li>時期補正には、平成12年国勢調査を基にした推計値が利用されている。</li> <li>「施設等の世帯」を推計により補正する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人のみの世帯の数を新たに補正する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースとなる統計と調査が行われない年度に係る時期補正に利用する統計とが異なり、誤差を生む可能性がある（ただし、時期補正には実績値を使用）。</li> <li>「施設等の世帯」を推計により補正する必要がある。</li> </ul>
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の推計方法を抜本的に変更するものであり、連続性が失われるおそれがある。</li> </ul>	
母数の推計値 (H19.3末現在)	5,055万世帯	約5,290万世帯 (試算)	約5,150万世帯 (試算)

※母数の推計値のうち「(試算)」とあるものについては、別宅に係る追加的な補正(ウ(ア))を行っている。

推計の見直しの検討に当たっては、上記のメリット・デメリットを勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって信頼性のより高いものとなるようにすることが重要である。

## ウ その他

### (ア) 別宅等に係る追加的な補正

現在のNHKの推計方法は、国勢調査で「施設等の世帯」として計上されている寮・寄宿舎等の学生について補正を行っているが、同様に「施設等の世帯」として計上されている公的老人ホームについては補正を行っていない。

また、別荘については住宅・土地統計調査を用いて補正を行っているが、別宅については補正を行っていない。

これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の1を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の2を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別宅については、受信規約との親和性の観点から補正が必要であり、現在補正を行っていない別宅について追加的な補正を行うことが適当である<sup>25</sup>。

### (イ) 住宅着工件数の活用可能性

住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、このうち新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられることから、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能と考えられる。

なお、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。

### (ウ) テレビ故障世帯数等に係る補正

NHKの独自調査である「受信契約状況状態調査」の結果を活用してテ

<sup>25</sup> 平成15年住宅・土地統計調査によれば、平成15年10月1日現在、二次住宅のうち「その他」は240,900である。

テレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数などを控除する推計プロセスについては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスの中で本来控除されるべきものと考えられるため、NHKにおいて、法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、**テレビ故障世帯数、長期不在世帯数等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当である。**

### ③ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し

#### ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直しの必要性

受信規約は、「事業所等住居以外の場所」について、「設置場所ごと」（部屋ごと）の契約締結を原則としている。現在の推計は、事業所を「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」に分類し、公的統計（事業所・企業統計調査）に基づくそれぞれの事業所数にNHKの独自調査による一事業所当たりの「テレビ設置平均室数」を乗ずることにより行われている。

この独自調査によれば、全国に約5.9万ある「ホテル・旅館」の「テレビ設置平均室数」は約13.9室であり、テレビ設置室数の合計は、約80万室と推計されている。一方、平成17年衛生行政業務報告例（厚生労働省）によれば、平成18年3月31日現在、法律に基づき許可を受けたホテル営業と旅館営業の施設における客室数の合計は約155万室であり、NHKの推計はこれと大きく乖離している。

#### イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し

研究会では、第4回会合において、ホテル関係の有識者や事業者団体等からの公開ヒアリングを実施した。その中で、ホテル関係有識者からは、（ア）衛生行政業務報告例の統計は、概ねホテル・旅館の客室数に等しいこと、（イ）ホテル・旅館の客室内にテレビを備えていない施設は想定し得えない一方、複数のテレビが設置されているスイートルームの客室数全体に占める割合は極めて低いと考えられること、（ウ）したがって、ホテル・旅館におけるテレビ設置室数も概ね同程度と考えられること、（エ）なお、ホテルに近い業種であるウィークリーマンションは、全国で1万室程度ではないかと思込まれること等が指摘された。

これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政業務報告例の2つの統計の性格の違いにより数値の差が生じているとの説明が行わ

れたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせることにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政業務報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できず<sup>26</sup>、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政業務報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる。

また、NHKは、衛生行政業務報告例で把握されている企業の保養所やウィークリーマンションなど現在の推計方法では「その他」の事業所に含めている施設の数で推計することは困難であり、この統計を活用することはできないとしているが、これらの施設における客室数では、約80万室、約155万室という推計結果と公的統計との差異を説明しきれないものと考えられる。

以上より、「ホテル・旅館」におけるテレビ設置室数の推計結果は必ずしも実態を反映しているものとは認められず、**今後、NHKにおいて、「ホテル・旅館」におけるテレビ設置室数の推計方法について、現在の推計方法に関する上記問題点の指摘を踏まえ、母数推計の信頼性を確保するための見直しを行っていくことが必要である。**

#### ④ その他

##### ア NHKの独自調査

NHKの独自調査である「受信契約状況実態調査」における同居型世帯数を推計するための調査方法や同じくNHKの独自調査である「法人・事業所契約実態調査」における純粋事業所数、テレビ設置事業所数及びテレビ設置平均室数については、公的統計がないためNHKによる独自調査が行われているのが実態であるが、これらの推計値の母数全体に与える影響の大きさにかんがみ、法令及び受信規約との親和性が高まるよう**独自調査における質問項目を見直すなど不断の見直しを行うことが適当である。**ただし、見直しに

<sup>26</sup> NHKは、独自調査の調査手法の詳細については、調査会社との契約上の守秘義務があり、明らかにできないとしている。独自調査における調査方法、サンプリング方法の詳細については必ずしも明確ではないが、例えば、適切なサンプリングが行われていないため、現在NHKが13.9室としている「テレビ平均設置室数」は下方に偏向している可能性があり得る。

際しては、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を見極めることも必要と考えられる。

#### イ 推計方法等の公表

契約率等が公平負担を示すための重要な指標であることにかんがみ、今後、NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などの基礎的データを自主的に公表するなど透明性を高めるための取組みを実施することが適当である。

## 5 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）

### （1）受信料体系設定の際の基本的考え方

昭和 25 年に放送法が施行し、NHKが発足して以来、受信料体系は数次に渡って改定されてきた。NHKは、受信料体系改定の際の基本的な考え方を「『NHKの維持運営のための特殊な負担金』である受信料の性格を踏まえ、皆様に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式<sup>27</sup>を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している」としている。

#### ① 昭和 37 年改定の際の考え方

昭和 37 年度の収支予算の国会承認により、ラジオ放送の受信契約（月額 85 円）及びテレビジョン放送の受信契約（月額 300 円）の二本立ての受信料体系は、すべての放送の受信契約である契約甲（月額 330 円）及びラジオ放送のみの受信契約である契約乙（月額 50 円）の二本立ての受信料体系へと改定された。

この改定は前年度の衆議院における附帯決議<sup>28</sup>等を踏まえ実施されたものであり、契約甲はテレビジョン放送が既にラジオ放送の区域の大部分に及び、かつ、その受信契約のほとんど全部がラジオ放送の受信機を併せ設置している状況にかんがみ、受信料収入による財源の確保及び契約業務の合理化を図るために設けられたものであり、契約乙はNHKの行うテレビジョン放送の及ばない地域があり<sup>29</sup>、また経済上の理由等によりテレビジョン放送の受信機を設置していない者が存在する実情等に照らし、ラジオ放送のみの受信者に対する契約の道を開こうとするものであった。

契約甲の受信料額はNHKの経営を賄う基幹の収入として、テレビジョン放

<sup>27</sup> 一般的には、適正な原価（効率的に事業が行われた場合に要するであろう総費用）に適正な事業報酬（事業の健全な維持・発展に必要な資本調達上のコスト）を加えたものが、総収入に見合うように料金を設定する方式。

具体的には、一定の「料金算定期間」における適正な事業計画に基づいて発生すると予想される人件費、管理費、減価償却費、諸税等の事業費用に、その間必要な事業報酬を加えた額を『総括原価』とし、これと料金収入が等しくなるようにする料金設定方式。

これをNHKに当てはめた場合、総括原価は事業支出（番組制作費等物件費、人件費、減価償却費等）、および、資本支出充当（債務償還費等）を加えて算出した総括原価が総収入（受信料収入、副次収入等）に見合うことを基本に受信料額を設定。

<sup>28</sup> 最近におけるテレビジョン並びにラジオ受信契約数の変動にかんがみ、速やかに、現行受信料制度及び受信料の額につき再検討を遂げ、来年度以降、適正な受信料制度の確立を期すること。【衆議院通信委員会（S36. 3. 22）NHK予算に対する附帯決議】

<sup>29</sup> 放送のカバレッジは、ラジオ放送が 99.7%であったのに対し、テレビジョン放送は 86%であった。【衆議院通信委員会会議録（S37. 2. 21）NHK溝上副会長】

送及びラジオ放送の一部を実施するための経費を包括して賄うものとされ、契約乙受信料額はラジオ放送の一部を実施するための経費を賄うものとされた。受信料の料額は、総括原価方式を基本として設定された<sup>30</sup>。

## ② 昭和 43 年改定の際の考え方

昭和 43 年度の収支予算の国会承認により、昭和 37 年度に導入されたラジオ放送のみの受信契約である契約乙は廃止されるとともに、ラジオ放送を含む受信契約である普通契約<sup>31</sup>（月額 315 円）とカラー契約（月額 465 円）の二本立ての受信料体系への移行が図られた。

契約乙はラジオ単独受信者の推移等<sup>32</sup>を考慮し、放送法の一部を改正する法律<sup>33</sup>の施行に伴い必要な措置として廃止されたものであり、普通契約とカラー契約の二本立ての受信料体系は、カラーテレビジョンの拡充<sup>34</sup>にかんがみ受信料の公平負担を図るために設定されたものであった。

カラー放送のために直接必要とする付加経費は、受信料の公平負担の見地から、カラー放送の受信者が負担することとされ、その付加料金（カラー付加料金）は、昭和 43 年度から 5 年間を見通し、カラー放送のために直接必要とする付加経費を期間中の延べカラー受信契約数で除した金額（月額 150 円）により設定された<sup>35</sup>。

<sup>30</sup> この料金をきめますのにはいろいろな原則があるかと思いますが、今回の改定にあたりましては厳格な原価主義はとっておりません。（中略）しかし、では三百三十円、ラジオだけのものについては五十円で、これで完全に経費が償えるかと申しますと、ここには大きな問題点があるわけでございまして、建設に必要な資金の関係につきましては、大幅に外部資金に依存しているということによって、現在のテレビとラジオ合わせた料金についても、可能な限りできるだけ低い料金に決定することができましたし、ラジオのみのものにつきましても、八十五円から四割の値引きになります五十円、こういうような低料金を決定することができたわけでございますが、いずれは返済をいたさなければならぬ、これも他に財源があるわけではございません、受信者の方々からいただく受信料の中で借金の元利を払っていかなければならぬわけでございますが、その大きな部分につきましては、一応今の料金のコストの中に算出をしないで参っておるものもございまして、そのような関係で、一応今の大よその原価を念慮に置きつつ、原価そのものではなく、総合料金とラジオ単独料金を決定したのがいきさつでございます。【参議院通信委員会会議録（S37. 3. 20）NHK小野専務理事】

<sup>31</sup> いわゆる白黒契約。

<sup>32</sup> 有料契約数の推移 (千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42 (見込み)
契約甲	13, 337	15, 602	17, 056	18, 121	19, 112	20, 081
契約乙	4, 038	2, 726	1, 817	1, 478	1, 558	1, 278

契約乙による収入見込みは 7 億 2, 000 万円であったのに対し、契約乙の受信料の徴収経費見込みは 3 億 8, 000 万円とされた。【衆議院通信委員会（S45. 4. 9）井出郵政大臣】

<sup>33</sup> 第 32 条第 1 項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備をのみを設置した者は、NHK と受信契約を締結することを要しないものとするもの

<sup>34</sup> 放送のカバレッジは、ラジオ放送が 99.7%であったのに対し、テレビジョン放送は 95%であった。【衆議院通信委員会会議録（S42. 6. 29）浅野電波監理局長】

<sup>35</sup> カラー放送のために直接必要とする付加経費は昭和 43 年度から昭和 47 年度までの 5 年間で約 273.9 億円、同期間中の延べカラー契約者数は約 17, 410.8 万人と予測された。これによりカラー付加料金の月額額は 150 円（約

### ③ 平成元年改定の際の考え方

#### ア 平成元年改定の基本的考え方

平成元年の収支予算の国会承認により、新たに3つの衛星放送に係る契約種別（衛星カラー契約、衛星普通契約及び特別契約）が追加され、受信料体系は、従来の契約種別（カラー契約及び普通契約）と併せ5つの契約種別によるものへと改定された。これは、

- (ア) 当時の衛星放送は普及の途上にあり、NHKが引き続きその発展、定着のための先導的な役割を果たしていく必要があり、魅力的なサービスを充実し、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出がさらに増えることと見込まれること、
  - (イ) 衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられること、
- 等の考え方により改定されたものである。

#### イ 衛星付加料金の考え方

新しいサービスは、収支相償まで長期間を要することが一般的であるため、衛星付加料金の原価の算定にあたっては、衛星受信者の負担、公共放送の先導的役割である衛星放送の普及等を勘案して、直接費を基本とし、極力低廉な料金の設定が図られることとなったものである。衛星付加料金の原価には、番組制作直接費、番組制作間接費、衛星運用経費、保険料、広報・受信対策費、人件費、減価償却費、営業経費が算入され、経営管理部門の人件費、法人の運営・施設の管理・一般事務費等や調査研究費、支払利息、特別支出などの財務経費はこの原価から除外されることとなった。

料金算定期間としては、衛星受信者が徐々に増加することを勘案し、2～3年の短期間で収支相償を図る場合、料金が高くなること、また、7～10年のように長期間の場合、技術革新、経済変動等予測しがたい要素が多く入り込むことを考慮し、5年とされたものである。

こうした衛星付加料金の考え方は、衛星放送の受信という受益の状況に着目したものであり、カラー付加料金に倣い、地上放送に係る受信料に付加す

---

273.9億円／約17,410.8万人＝157.3円（月額）と設定された。

る形で設定されたものである。

#### ④ 平成 19 年改定の際の考え方

平成 19 年度の収支予算の国会承認により、昭和 43 年度に導入された普通契約をカラー契約に統合する受信料体系の改定が行われ、契約種別は 3 種類（地上契約、衛星契約、特別契約）となった。

この改定は、普通契約の対象であったいわゆる白黒テレビジョン放送の受信機の国内生産が昭和 62 年に中止され、20 年を経過した平成 18 年度末には、その契約件数が当時の約 150 万件から約 32 万件へと減少し、受信契約総数の 1%を下回ったことなどを踏まえ実施されたものである<sup>36</sup>。

## （2）割引制度

### ① 昭和 36 年度に前払料額（前払割引）を導入した際の考え方

昭和 36 年度の収支予算の国会承認により、受信料を 6 か月又は 12 か月前払いすることで割引が適用されるいわゆる前払割引が導入された。これは、受信者サービスとしての効果及び受信料徴収の円滑化を期するために実施されたものであり、前払いに対応した金利相当分、収納回数の減による経費節減分を利用者に還元するという考え方によるものであり、具体的な割引率はこうした考え方を基本とし、社会慣行や過去の実例も勘案し定められた。

昭和 36 年度の導入時の割引率は、簡易保険の割引率を参考とし、6 か月前払、12 か月前払のいずれも約 8.3%に設定された。その後、昭和 59 年度に、国会での議論や視聴者からの意向を踏まえ、6 か月前払の割引率は 6.3%とされ、平成元年には、長期的な金利の低下傾向を踏まえ、6 か月前払の割引率は 5.0%、12 か月前払の割引率は 7.5%に改定された。

上記の割引率算定の考え方により、例えば昭和 59 年度の割引率変更の際には、6 か月前払について、6 か月前払による金利相当分が約 46 円、収納回数

---

<sup>36</sup> なお、この改定に伴い変更認可された受信規約には、従前より普通契約又は衛星普通契約を締結している者に係る経過措置が定められている。

○日本放送協会放送受信規約

附 則

3 平成 19 年 6 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において普通契約または衛星普通契約を締結している者については、平成 19 年 9 月 30 日までの間に、NHK が定める経過措置適用申請書を NHK に提出し、平成 19 年 10 月 1 日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成 19 年 10 月 1 日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。NHK は、この適用について、必要な確認を行なうことができる。（以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。）

が2回減少することによる経費節減分が約344円と算出され、これらが改定後の割引額370円（割引率6.3%）の一つの根拠とされている。

### ② 昭和59年度に口座振替料額（口座振替割引）を導入した際の考え方

昭和59年度の収支予算の国会承認により、受信料の支払を口座振替等を行うことにより月額50円の割引が適用されるいわゆる口座振替割引が導入された。これは、口座振替等の利用によってもたらされるメリットの一部を利用者に還元するとともに、口座振替利用の一層の促進を図り、効果的・効率的な受信料収納の実現を目指すとの考え方によるものであり、割引額は訪問集金1件の費用と口座振替1件の費用の差を基に決定された。

具体的には、訪問集金1件の費用は月額105円<sup>37</sup>、口座振替1件の費用は51円<sup>38</sup>と見込まれ、月額50円の割引額が設定されたものである。

### ③ 平成元年に多数契約一括支払に関する特例等を導入した際の考え方

平成元年の収支予算の国会承認により、事業所等で10件以上の衛星契約等を締結する受信契約者が口座振替等により一括して受信料を支払う場合の特例（多数契約一括支払割引）及び受信契約者が15名以上まとめ、ケーブルテレビなどの団体を通じて一括して衛星契約等の受信料を支払う場合の特例（団体一括支払割引）が導入された<sup>39</sup>。

これは衛星放送の普及促進と受信料の契約・収納の効率化に資する観点から導入されたものであり、割引率は諸外国の例や企業の割引率を参考として設定

<sup>37</sup> 昭和59年度の訪問収納経費は、収納業務費125億円、収納促進費22億円、収納運用・管理費等17億円の合計166億円、平均受信契約数は1,322万件と見込まれた。

<sup>38</sup> 昭和59年度の口座収納経費は、収納業務費91億円、収納促進費1億円、収納運用・管理費等11億円の合計104億円、平均受信契約数は1,717万件と見込まれた。

<sup>39</sup>

	多数契約一括支払	団体一括支払
平成2年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛星カラー契約</li> <li>・10～50件未満の場合 1件あたり月額200円割引</li> <li>・50～99件の場合 1件あたり月額230円割引</li> <li>・100件以上の場合 1件あたり月額300円割引</li> <li>○衛星普通契約と特別契約</li> <li>・10件以上の場合 1件あたり月額90円割引</li> <li>※ 10件以上の契約をした場合、1～9件についても割引対象となる。</li> </ul>	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し250円割引
平成元年度	10件目以上の契約件数を対象に1件あたり月額100円割引	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し150円割引

されたものである<sup>40</sup>。

#### ④ 平成 18 年度に同一生計支払に関する特例を導入した際の考え方

平成 18 年度の収支予算の国会承認により、親元を離れて暮らす学生又は単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、33%の割引を適用するいわゆる家族割引が導入された。これは、一の生計で複数契約が必要であることによる高額負担を軽減することで負担の公平性を確保し、学生・単身赴任者からの受信契約増加の促進に伴う収納率の向上に資するとともに、受信料収納に係る経費の削減を図ることを目的として導入されたものである。

具体的な割引率は、平成 16 年全国消費実態調査により、学生が離れて生活している世帯の支出が約 67%増加していること、また、単身赴任者のいる世帯の支出が約 69%増加していることから、33%と設定されたものである。

### (3) NHKにおける受信料体系の見直し（新たな事業所割引の導入等）

NHKは、自主的に策定・公表した「平成 18 年度～平成 20 年度NHK経営計画」において、「ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定」を検討項目としており、この点について、本年 2 月、平成 20 年度中に「テレビ設置数の申告を求め、適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときにのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の 2 契約め以降の受信料を半額程度」とする事業所の受信料体系の見直しについて報道発表を行っている。また、この報道発表の中では、「世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成 19 年 9 月末までにまとめた」との考え方が示されたとこ

<sup>40</sup> 多数契約等割引の例

	割引対象	割引内容
イギリス	営業用宿泊施設	15 台までは 1 台分、以降 5 台増えるごとに 1 台分追加支払
フランス	世帯・事業所	11～30 台目まで 25%、31 台目以降 50%引き
西ドイツ	ホテル	2 台目以降について台数の 50%引き
郵便小包		10～99 個 20%、100 個以上 25%、500 個以上 30%
回数航空券	6 枚綴り	12.5%
JR 普通回数乗車券	11 枚綴り	9.1%

#### 団体割引の例

	割引対象	割引内容
JR	15 名以上	10%
JAL	15 名以上	10～15%
簡易保険	15 名以上	7%

ろである。

#### (4) NHKにおける受信料体系の見直しについての検討

##### ① 受信料体系の見直しに関する各方面からの意見・要望等

研究会では、第4回会合において、ホテル・旅館業界、病院におけるレンタルテレビ業界などの関係者からの公開ヒアリングを実施した。

この中で、ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では依然として負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担は英国<sup>41</sup>と同程度とすべきとの考え方が示された。

また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する約4,300の病院における約60万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体で支払を一括して行うことにより、現在は病院ごとに行っているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元することができるのではないかと考え方が示された。

他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、以下のア～エに掲げる事項について、十分な説明は行われなかった。

##### ア 「半額程度」という割引率の妥当性

二契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、その算出根拠、従来の受信料体系の考え方との整合性等に関する十分な説明は行われなかった。

##### イ 新たな事業所割引と公平負担との関係

新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、割引の導入による事業所相互間、事業所・世帯間、世代間など公平負担について、十分な説明が行われるべきであるが、公開ヒアリングでは、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。

##### ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響

---

<sup>41</sup> 英国では、2003年通信法の規定により、受信許可証を得なければ受信機を設置してはならないこととされているが、ホテルについては、15部屋までを1許可、以降5部屋ごとに1許可が必要とされている。なお、英国では、原則として、受信許可証は敷地ごとに必要であり、1の敷地内であれば複数の受信機が設置されていても1の受信許可証で足りることとされており、ホテルについては、こうした取り扱いの例外となっている。

公開ヒアリングでは、新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響についてもヒアリングを行った。NHKからは、既に明らかにされているように<sup>42</sup>、ホテルや病院については概ねプラス・マイナス・ゼロの影響、その他の事業所については導入当初は減収となるがその後一定割合での増収が可能と試算している旨の説明があったが、試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明はなく、「9月に公表する5か年経営計画全体の財政見通しの中で明らかにしていく予定」との見解が示されたのみであった。

#### エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法

新たな事業所割引は、「適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときにのみ」適用するものであり、立入調査を行うことができないNHKが、全数分が適切に申告されたか否かをどのように判断するかが課題となる。このため、公開ヒアリングでは、設置場所全数分を契約しているか否かの確認方法について、NHKの考え方をヒアリングしたが、具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。

### ② 受信料体系の見直しの検討の視点

そもそも受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、サービスの対価と位置付けられる他の料金とは性格が異なるものである。

こうした性格を持つ受信料の負担の公平性を図るためには、世帯や事業所の社会的実態等を勘案しつつ、複数の要素に検討を加え総合的な判断がなされるべきものと考えられる。その際、例えば、以下のような要素が検討されることが適当である。

ア 従来の受信料体系改定の考え方と整合的であるか

イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とはならないか

ウ 割引を導入することにより受信料収入が減収となり、公共放送の質が低下することにはならないか

エ 割引を導入することにより不公平感の解消が図られ、契約率、支払率が上昇することにつながるものであるか

<sup>42</sup> 日本放送協会第1037回経営委員会議事録(平成19年2月13日開催分)

また、現在検討中の受信料体系の見直しも含め、受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいてパブリックコメントなどの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要である。その上で、これを踏まえ最終的に受信料体系の改定を公表する際には、パブリックコメントなどにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含む日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方が明らかにされるべきである。

## 6 衛星受信料体系の課題

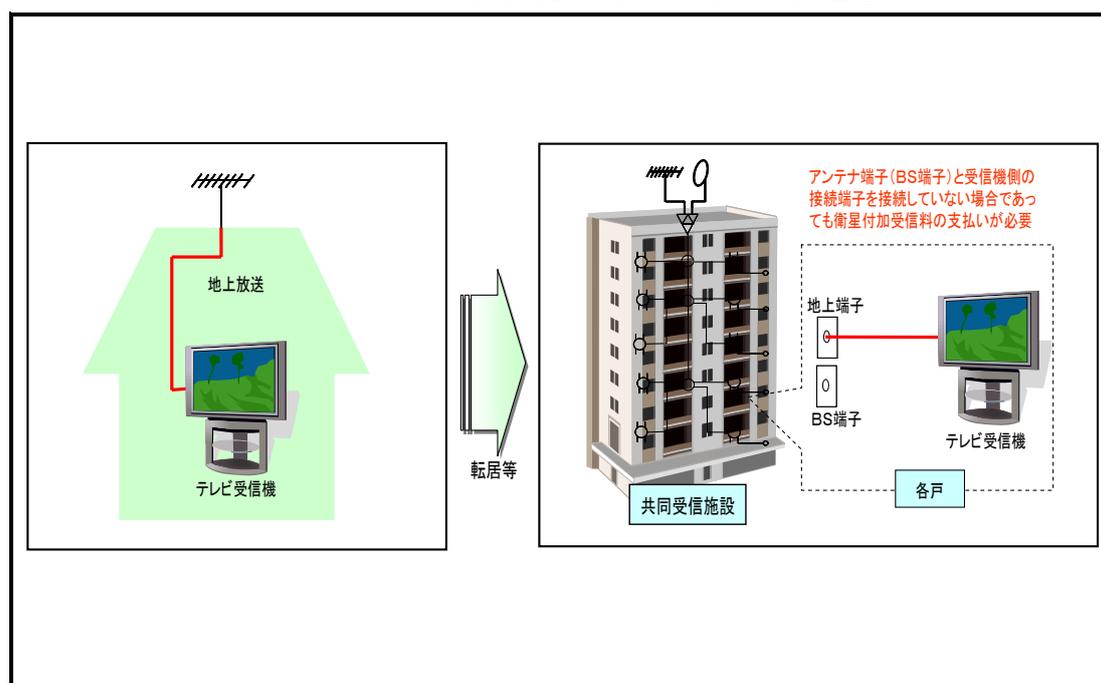
本研究会では、衛星受信料体系の課題のうちマンション等の集合住宅などにおける衛星受信契約に関する課題について議論を行った。これは、現行制度を前提とした場合に、環境の変化により不合理な事態が発生しているとの指摘がされている喫緊の課題について議論・検討を行ったものである。

### (1) 衛星受信契約の現状と課題

#### ① マンション等の集合住宅における衛星受信契約の現状と課題

- ア マンション等の集合住宅において、各戸ごとにアンテナを取り付けなくても建物自体に衛星放送を受信することのできる共同受信施設が整備されつつあるという住環境の変化、
- イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機<sup>43</sup>の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、衛星放送を受信することのできる環境を整備している集合住宅に転居することにより、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

図表 11 衛星受信契約に関する現状と課題①



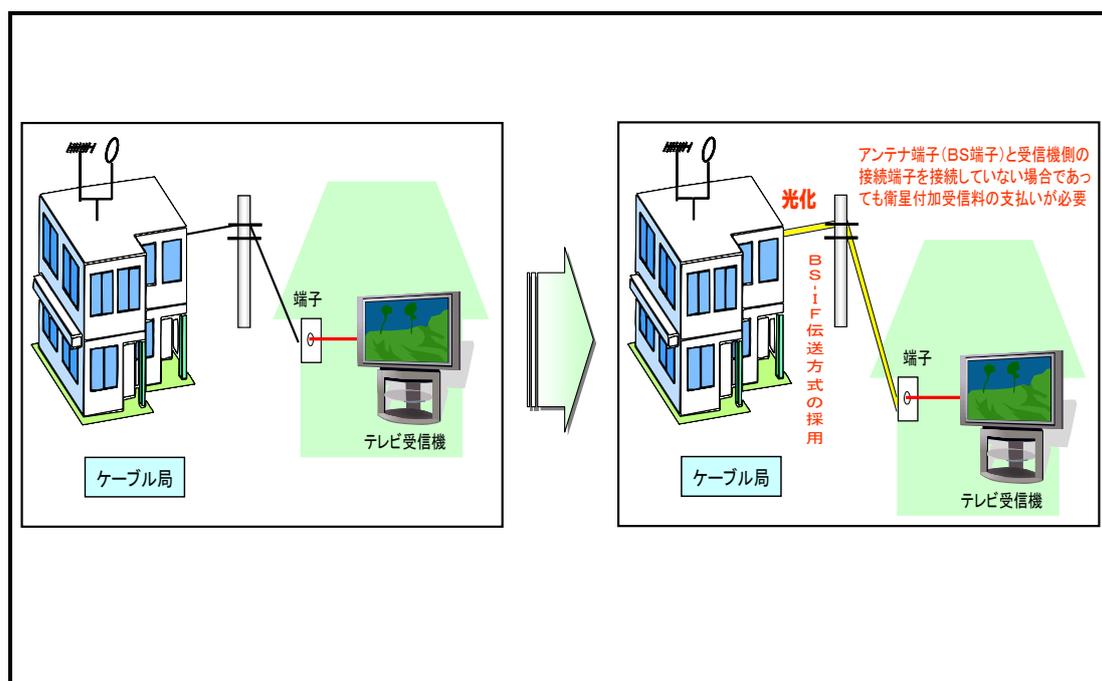
<sup>43</sup> 地上放送、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送が受信できる受信機

## ② ケーブルテレビネットワークにおける衛星受信契約の現状と課題

ア 地方自治体等が整備するケーブルテレビネットワークが光化されたことにより、ケーブルテレビの運営者が、加入者側で（セットトップボックスなどの）特別な機器を取り付けなくても衛星放送を受信することのできる伝送方式（BS-I F伝送方式<sup>44</sup>）を採用し得るようになりつつあるというケーブルテレビシステムの高度化、

イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの保有者が、ケーブルテレビの伝送方式の変更により、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

図表 12 衛星受信契約に関する現状と課題②



<sup>44</sup> 1 GHz 以上の周波数が伝送可能なF T T H等の伝送路において、BSアナログ放送、BSデジタル放送又は広帯域CSデジタル放送のI F（中間周波数）信号をパススルー伝送するもの。同軸ケーブルでは伝送が困難であった周波数帯域の信号を変換せずに伝送することが可能。

## (2) 問題点の所在

受信規約第1条第2項は、地上系によるテレビジョン放送（地上放送）のみを受信できる受信機を設置した者は地上契約を、衛星系によるテレビジョン放送（衛星放送）を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならないと規定している<sup>45</sup>。

NHKは、この規定に基づき、三波共用受信機を保有する受信者が衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えるマンション等の集合住宅に入居したとき等は、衛星放送を受信することのできる受信機を設置した者として取り扱っている。したがって、従来は地上契約を締結していた者の場合は、新たに衛星契約を締結し、衛星付加受信料（945円／月）を追加的に支払わなければならないこととしている。

すなわち、集合住宅への転居等により受動的に衛星放送を受信できる受信環境を構築された場合であっても、衛星放送用のアンテナを自己で備える形態による場合と同様、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」と取り扱われている。

こうした受信者までも「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」として衛星契約の締結を義務付けるべきかどうか検討が必要である。

---

<sup>45</sup> ○日本放送協会放送受信規約

（放送受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

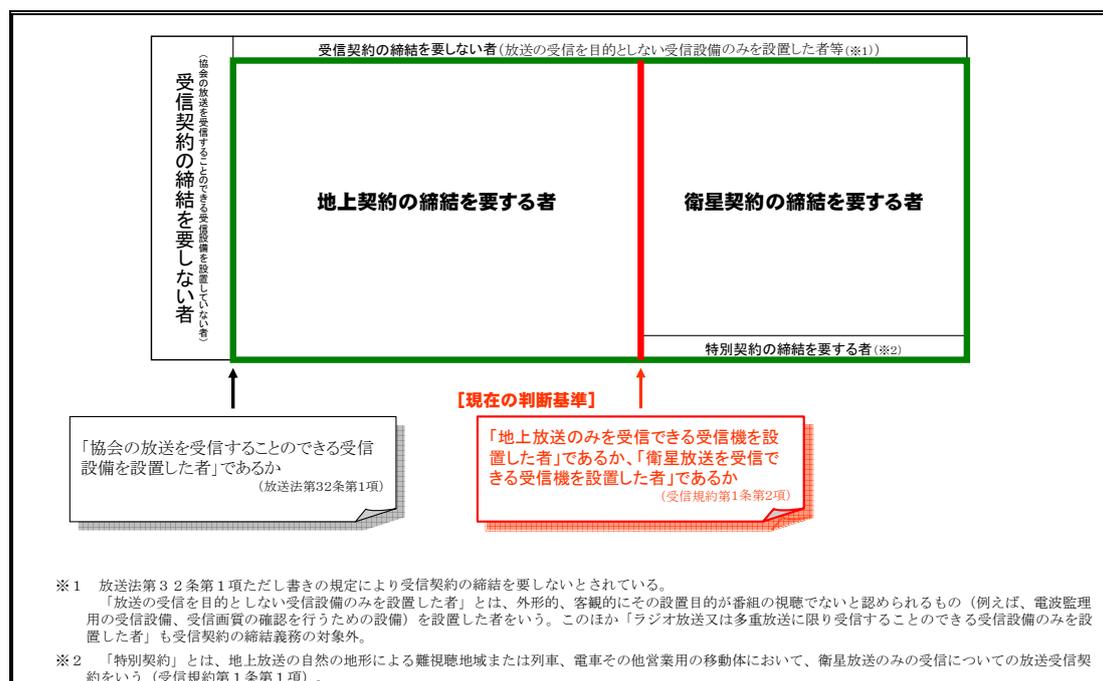
地上契約……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

図表 13 受信契約者が締結すべき契約の種類



### (3) 衛星受信料体系についての検討

(1) ①及び②に例示した受信者は、衛星放送を受信することのできる受信設備の一部(アンテナ等)の設置に関与していないにもかかわらず、衛星放送を受信することのできる受信環境が整備された状況に置かれたものである。言い換えれば、外部環境の変化によりいわば自動的に「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」という受信規約上の契約者種別に、形式的に、分類されたものである。従前は地上契約を締結していたこれらの受信者が外部環境の変化により自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に該当したとして取り扱われる場合であって、その外部環境の変化後に、衛星放送を受信しているという受信実態がある場合は、当該受信者は衛星契約を締結しなければならないということは当然のことである。しかしながら、こうした外部環境の変化後においても、衛星放送を受信していないという受信実態に変化がないにもかかわらず、外部環境の変化のみによって、追加的な負担を伴う衛星契約を締結しなければならないことは不相当との主張は、社会通念上、一定の合理性を持つものと考えられる。

そのような衛星放送を受信できる住環境の変化やケーブルテレビシステムの

高度化などの外部環境の変化によって、自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に該当したとして取り扱われる者について、外部環境の変化後においても、衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、従前の地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべきである。

ただし、こうした措置を講じた場合、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであるため、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討されるべきものと考えられる。

また、不正な手段により衛星契約の締結及び衛星契約に係る受信料の支払義務を免れ地上契約を継続した者については、受信契約者の義務違反に関する受信規約第12条を厳格に運用し、割増金の請求を行うなど実効性確保のための更なる措置を講ずることも検討すべきである。

上記措置により、衛星契約ではなく地上契約を締結することとなる者には手続のための一定の負担を課すこととなるが、この措置は、こうした者への配慮を行うためのものであり、フリーライダーの防止等の観点から、一定の負担はやむを得ないものと考えられる。

一方で、必要となる手続があまりにも煩雑なものとなって、対象となる国民視聴者がこの措置を活用できないことは望ましくなく、どの程度の負担を求めるかについては、契約事務の円滑な運用を念頭に置きつつ、フリーライダーの防止と国民視聴者の利便性とのバランスが配慮されることが適当である。

なお、こうした措置の実施に当たっては、対象範囲が(1)①及び②に例示した受信者であることを明確にした上で、混乱が生じないように、十分な説明を行うことに留意する必要がある。

## 7 その他研究会で議論した事項

本研究会では、受信料体系の課題のうち公平負担に係る喫緊の課題について議論・検討を行ってきたが、議論の過程では、受信料に関するその他の課題についても各構成員から様々な意見が示された。

### (1) NHKの衛星放送の有料放送化と地上契約・衛星契約の一本化

例えば、衛星受信料体系の課題については、衛星放送が多様化している現状にかんがみ、NHKの衛星放送は有料放送とし、これを視聴するか否かを視聴者の選択に委ねることが適当ではないかとの意見があった。一方、ワンセグ放送などの放送技術の変化による視聴形態の変容への対応の必要性や衛星放送の普及においてNHKが先導的役割を果たしていた時代が既に終焉していると考えられることなどを踏まえ、地上契約と衛星契約を一本化し、より簡素な受信料体系とすることが特殊な負担金という受信料の性格にも合致するものではないかとの意見も示された。

研究会の議論の中でこうしたいわば正反対とも言えるような意見が示されているように、NHKの衛星放送の在り方については、国民視聴者の中にも様々な意見があると考えられる。今後、2011年の完全デジタル元年に向けて、本研究会で指摘された受信料に関する課題も含め、NHKの衛星放送の在り方について改めて検討を行うことも有益ではないかと考えられる。

### (2) 受信料の水準

本研究会では受信料の水準については議題として取り扱わなかったが、受信料は公共放送であるNHKの業務の維持運営のための特殊な負担金と位置付けられているものであり、水準論を議論するためには、公共放送の使命は何か、NHKが公共放送の使命を果たすためにはどの程度の規模の業務を行うべきか、NHKが当該規模の業務を維持運営するためにはどの程度の経費が必要となるかという議論が本来必要との意見も示された。

### (3) 放送技術の変化に対応した受信料体系の在り方

契約率等の母数となる世帯数等の推計については、現行の受信規約を前提に、母数の推計の信頼性等を高めるための議論を行ってきたが、例えば、住居にはテ

レビ受信機を設置せずにワンセグ放送を視聴可能な携帯端末のみを利用する受信者からの受信料をどのように徴収すべきか、契約率、支払率の算定に当たって、そうした受信者の数をどのように推計すべきかといった点についても放送技術の変化に対応した受信料体系の在り方の検討が求められるとの意見も示された。

#### (4) 契約率、支払率等の地域間格差

また、契約率、支払率の地域間格差が大きいのではないかと指摘があるようだが、地域間格差が顕著であるとすれば、それは公平負担の観点から、是正されるべきものであり、まずは、NHKにおいて、地域間格差が生じているか否かを調査する必要があるのではないかと意見も示された。

本研究会では、時間的制約等もあり、受信料体系の課題のうち公平負担に係る喫緊の課題に絞り込んだ議論を行ってきたが、構成員から指摘のあった上記の課題等についても、今後、国民視聴者、NHK、総務省などの間で活発な議論が行われ、放送を取り巻く環境の変化に応じ、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系、受信料制度の構築に向けた不断の努力が払われ、NHKの信頼回復の一助となることを期待している。

## 8 おわりに

- 1 本研究会では、公平・公正で透明性のある受信料体系に関する喫緊の課題について、議論の透明性を確保しつつ、検討を重ねてきた。この取りまとめ（案）は、その成果として、受信料体系の現状を整理するとともに、受信料体系の課題に対する具体的な提言を行ったものである。
- 2 冒頭で述べたとおり、受信料に関する問題は国民視聴者と密接に関連するものであるにもかかわらず、国会を除けば公の場での議論がほとんど行われてこなかったのが実態である。今回、このような研究会が開催され、議論の透明性を確保しつつ、受信料体系について議論を行うことができたことは、受信料に関する課題を国民視聴者の視点から議論するための取組みとして、一つの前進であったと考えている。
- 3 冒頭で述べたとおり、今後、NHK及び総務省において、本取りまとめ（案）の方向性に沿って、受信料体系の公平・公正性、透明性を高めるための措置が適切に講じられることを期待している。
- 4 その検討に当たっては、受信料に関する問題が国民視聴者と密接に関連していることを強く意識し、議論の透明性を高め、国民にとっての分かりやすさに留意することが望ましい。
- 5 今後、NHKにおける真しな取組みにより国民視聴者の信頼回復が図られ、公共放送の社会的責任が十分に果たされていくことを強く期待している。

## 索引

衛生行政業務報告例 21, 22  
衛星契約 5, 6, 7, 27, 28, 29, 33, 34, 35, 36, 37, 38  
衛星付加料金 26  
契約乙 5, 24, 25  
契約甲 5, 24, 25  
契約対象件数 3, 10, 11, 14, 15, 16, 17, 21  
契約単位 9, 11  
契約率 3, 10, 16, 17, 18, 20, 23, 31, 38, 39  
公平負担 9, 10, 23, 25, 30, 38, 39  
国勢調査 10, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20  
時期補正 12, 17, 18, 19  
支払率 3, 10, 16, 17, 31, 39  
収支予算 2, 7, 24, 25, 26, 27, 28, 29  
住宅・土地統計調査 12, 20  
受信規約 2, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 27, 35, 36, 37, 38  
受信契約 1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 33, 34, 35, 36, 37  
受信契約状況実態調査 11, 13, 14, 22  
受信契約の状況 3, 10, 23  
信頼性 10, 16, 17, 18, 19, 20, 22, 23, 38  
総括原価方式 24, 25  
総世帯数 11, 12, 13, 14, 17, 18, 19  
多数契約一括支払の特例 7  
団体一括支払の特例 7  
地上系約 5, 6, 27, 29, 33, 34, 35, 36, 37, 38  
同一生計支払の特例 7  
透明性 23, 39, 40  
特別契約 5, 6, 26, 27, 28, 35  
日本の世帯数の将来推計 12, 17, 19  
病院 11, 15, 16, 21, 30, 31  
法人・事業所契約実態調査 14, 15, 22  
放送法 1, 2, 5, 8, 24, 25  
ホテル・旅館 15, 16, 21, 22, 30  
免除 8, 13, 14

